別紙様式2

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

介護保険事業所番号	

事業者・開設者	フリガナ	イッパンザイダンホウジン　ニホンロウジンフクシザイダン		
	名　称	一般財団法人日本老人福祉財団		
主たる事務所の所在地	〒 103 － 0012 東京 (都)・道・府・県 中央区日本橋堀留町1-7-7			
	電話番号	03-3662-3611	FAX番号	03-3662-3656
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	(介護予防)特定施設入居者生活介護
	名　称	別紙一覧表による		
事務所の所在地	〒　－ 都・道・府・県			
	電話番号		FAX番号	

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業者数　特定加算（Ⅰ）事業所（ 7 ）事業所
※この場合、事業者等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。　特定加算（Ⅱ）事業所（　　）事業所

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算　（(Ⅰ)　Ⅱ）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算　（(Ⅰ)　Ⅱ　Ⅲ）
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 （取得している場合には種別を記入）	取得(有)（ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　）　取得無
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 1 年 10 月　～ 令和 2 年 3 月
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	11,562,000 円
⑥	賃金改善所要見込額（ｉ－ⅱ）	11,946,000 円
	ｉ）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	990,860,181 円
	ⅱ）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	978,914,181 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）	62,352 円・125 人
	ⅲ） 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	557,537,022 円
	ⅳ） 初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	549,743,022 円
	ⅴ） 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	125 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込み数）	73 人】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）	24,626 円・169 人
	ⅵ） 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	433,323,159 円
	ⅶ） 初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	429,171,159 円
	ⅷ） 当該事業所における他の介護職員の人数	168.6 人
⑨	その他の職種（❸）における平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）	0 円・0 人
	ⅸ） 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	円
	ⅹ） 初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	円
	ⅺ） 当該事業所におけるその他の職種の人数	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）	人】
⑩	賃金改善実施期間	令和 1 年 10 月　～ 令和 2 年 3 月
	※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	特定処遇改善加算手当(毎月)の新設 ・「経験技能のある介護職員」・・・介護職員であって介護福祉士の資格を有し勤続6年以上の正職員には、給与規程で定める「仕事成績給・基本給」の合計額に4.5%を乗じた額を毎月の給与に上乗せし支給する。 ・「その他の介護職員」・・・経験技能のある介護職員以外の介護職員である正職員、及び介護職員であって直接処遇4項目(入浴、排泄、食事、移乗)の契約職員の実務者に対し、正職員には、「仕事成績給、基本給」の合計額に2.5%を乗じた額を毎月の給与に上乗せする。また、直接処遇4項目の契約職員の実務者に対し、常勤換算人員数と実務内容により3千円～1千円の範囲で毎月の給与に上乗せして支給する。 ・この結果「経験技能を有する介護職員」125名に対し、平均62,352円を増額する。またその他の介護職員には168.6人に対しては、平均24,626円を増額する。